



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

平成10年度公示の幼稚園教育要領の分析と課題(2) :  
領域「健康」・「人間関係」を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2008-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立元, 真, 坂田, 和子, Sakata, Kazuko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10458/1344">http://hdl.handle.net/10458/1344</a>

## 平成10年度公示の幼稚園教育要領の分析と課題 (2)

—— 領域「健康」・「人間関係」を中心に ——

立元 真<sup>1)</sup> 坂田 和子<sup>2)</sup>

### An Analysis of Monbusyo's 1998 Child-care Guidelines (Part II)

— Focussing on the Areas of Health and Human Relations —

Shin TATSUMOTO Kazuko SAKATA

#### abstract

The purpose of this study was to examine the domains of Health and Human Relations of The Child-care Guideline for Kindergarten revised in 1998 and 1989. As the result of comparison, following features and problems of 1998 version came to light: (1) Concrete guideline for the upbringing of "Living power" were showed. (2) Some educational viewpoints continued and emphasized. (3) Some uncertain terms and undesirable educational policy were shown. (4) The educational contents of kindergarten tend to become more advanced related to the selection of the elementary school contents.

平成10年12月14日、文部省は、文部省告示第174号により、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第76条の規定に基づいて、「幼稚園教育要領（平成元年文部省告示第23号の全部）」を改正し、「平成12年4月1日から施行する」ことを告示した。各種の保育啓蒙雑誌は、好意的な見方でその内容を紹介している（徳武, 1999, 平井, 1999a, bなど）が、立元（1999）でも述べたように、幼稚園教育要領の改訂から施行までの期間は短く、そのため、改訂の主旨を分析・理解し、改訂にともなう準備を行うこと、改訂にともなって生じる問題を予測し備えることは急務である。そして、問題に備えるためには、この改訂を批判的に分析する必要がある。

日本の幼児教育におけるその具体的な内容は、高度な水準を誇る日本の教育の根幹をなすものとして注目されており（Shwalb, Shwalb, Sukemune, and Tatsumoto, 1992）、その具体的な内容である5領域を含めた改訂は日本の将来を左右する重要な問題である。今回改訂された教育要領に関して立元（1999）は、[第1章総則] および [第3章指導計画作成上の留意点] の部分を中心に、平成2年4月から施行されている現行の幼稚園教育要領と比較検討し、それに

---

1) 宮崎大学

2) 聖心ウルスラ学園短期大学

よって、この改訂の主旨を整理し考察を行った。本研究は、これに引き続いて、[第2章ねらい及び内容]の中の領域健康と人間関係を中心に、新旧の幼稚園教育要領の比較検討を行い、その改訂の主旨と問題点の整理を行う。これによって新教育要領に従って保育を変えていくことや、問題に備えるための基礎資料を得ることを目的とする。

## 方 法

平成12年4月施行の幼稚園教育要領(文部省, 1998c; 以下新教育要領と表記する)および、平成2年4月施行の現行の幼稚園教育要領(文部省, 1989; 以下現行教育要領と表記する)を対比させつつ比較検討をすすめる。その際、改訂に備えてその方向性を提言した、中央教育審議会による第二次答申(文部省, 1998a; 以下中教審答申と表記する)、および教育課程審議会答申(文部省, 1998b; 以下教課審答申と表記する)を主に参照し、その他の資料を補足的に用いていくことにする。

## 結果と考察

まず、保育内容の部分を概観すると、それぞれの領域の序文の部分が、現行教育要領で「この領域は…」で始まり、「…という観点から示したものである」という形式で示されていたものが、観点の内容のみを示す言葉を表記するよう改められている。従来の教育要領では、この部分は大カッコでくくられて表記されており、以下の部分により具体的に示された内容を補足する意味合いが強かった。これに対して、新教育要領の表記は、各領域の観点をそのまま表記しており、そのため、各領域の観点を象徴する言葉としてこれらの言葉が用いられているようにとらえられる。これは、これらの観点がその具体的な内容を象徴する言葉として認識され定着しているという判断からなされたものであると考えられる。その一方で、従来、幼稚園教育要領の5つの領域は、小学校以降の教科とは異なるものであり、幼稚園を中心とした生活の中での子どもの発達やその援助を計画・実行・総括するための視点・観点であるとする考え方が一般的であったが、あえて観点という言葉を用いないことによって、小学校の教科と似た扱いを5領域の中に持ち込もうとしているのではないかという疑念も生じる。つまり、今回の幼稚園教育要領の改訂と同時に小学校教育要領の改訂も行われている。小学校教育要領の改訂における大きな課題の1つは「ゆとり」を「生きる力をはぐくむ」ために週5日制を全面的に導入することであり、これにともなって教育内容の厳選が行われている。この厳選にともなって、現行の小学校の教育内容の一部が、幼稚園の教育内容に入り込んでくる危険性も予測されるのである。

Table 1. 第2章「ねらい及び内容」の序文の対比

新教育要領	旧教育要領
<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される<u>生きる力の基礎となる</u>(1-1) 心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項であ</p>	<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導することである。これらを幼児の発達の側面か</p>

る。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び完成と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は幼児が環境にかかわって展開する(1-2)具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが幼稚園教育の基本を逸脱しないように慎重に配慮する必要がある。

ら、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが幼稚園教育の基本を逸脱しないように慎重に配慮する必要がある。

第2章「ねらい及び内容」の序文では、まず、「この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度などであり…」という表現に、「生きる力の基礎となる」という言葉が挿入されている(1-1)。このたびの幼稚園教育要領の改訂は、中教審答申および教課審答申を受けてなされたものである。中教審答申は、[ゆとり]の中で[生きる力をはぐくむ]ことを提言し、教育課程審議会は、この指摘に留意して審議し答申した。これに従って実施された幼稚園教育要領の改訂は、これらの答申の主旨に基づいて行われているため中教審答申の中心的な教育改革の視点である[生きる力をはぐくむ]という言葉がねらい及び内容の冒頭で用いられるのは当然のことであろう。

次に、現行教育要領の「各領域に示す…(中略)…内容は具体的な活動を通して総合的に指導されるものである」という部分に「幼児が環境にかかわって展開する」(1-2)という文章が挿入された。これは、幼児が、幼稚園の生活の中で、より主体的・能動的に生活にかかわるべき存在であることを強調するものであると考えられ、これもまた、中教審答申の示す[生きる力]の重要な要素の一つである「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」の育成に対応するものであると考えられる。

Table 2. 「健康」の対比

新教育要領	現行教育要領
健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活	健康 この領域は、健康な心と体を育て、自ら健康

をつくり出す力を養う。

### 1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

### 2 内容

- ① 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- (7) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。
- (8) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (9) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達(2-4)を促すこと。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、

で安全な生活をつくり出す力を養う観点から示したものである(2-1)。

### 1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

### 2 内容

- ① いろいろな遊びの中で十分に体を動かす(2-2)。
- ② 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する(2-3)。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- (7) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。
- (8) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (9) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

### 3 留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、心と体の健全な発達を促すこと。
- (2) 生活の中で興味や関心、能力に応じて全

<p>能力に応じて全身を使って行動することにより(2-5)、体を動かす楽しさを味わい、<u>安全についての構えを身に付け</u>(2-6)、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>(3) <u>自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること</u>(2-9)。</p> <p>(4) <u>基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること</u>(2-10)。</p>	<p>身を使って様々な活動に取り組むことにより(2-7)、体を動かすことの楽しさを味わい自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること(2-8)。</p> <p>註) <u>部</u>は記述の変更のなされた箇所を、  <u>部</u>は削除された箇所を、  <u>部</u>は順序の変更がなされた箇所を、  それぞれ示す。以下のTableも同様。</p>
--	--

健康の領域については、[1 ねらい]の部分では全く変更はなされていない。

[2 内容]においては、現行の教育要領で第2項に記述されている「(2) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する(2-3)」が新教育要領の第1項に、現行の教育要領で第1項に記述されている「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす(2-2)」が新教育要領の第2項に、それぞれ全くの記述変更なしに順序のみを入れ替えて示されている。中教審答申の第一次答申は、生きる力をはぐくむための重要な要素の一つとして「たくましく生きるための健康や体力」を挙げ、中教審答申では「第4章 心を育てる場として学校を見直そう」の中で、精神的な健康を維持し、創造していくことに重点をおいて記述している。一般に「健康」という場合には身体的健康と精神的健康のうち身体的健康を中心に考えがちであるが、中教審答申では特に精神的健康に重点をシフトしていることが明らかである。このことが、人間関係の中で安定感をもつという幼児期における精神的健康の中心的内容を、遊びの中で体を動かすという身体的健康の内容に優先させるという改訂に反映させているものと考えられる。

[3 留意事項-内容の取り扱い]の第1項では、現行教育要領の「健全な発達」という言葉が、新教育要領では「しなやかな心と体の発達」に変更されている(2-4)。これは、中教審の第一次答申の[生きる力]の3要素の1番目として「いかに社会が変化しようと、…よりよく問題を解決する資質や能力」に対応して、単に健全であるだけでなく柔軟性をもって様々な問題を解決する能力の育成を重要視していることが反映されているものであろう。

第2項では、現行教育要領で「生活の中で興味や関心、能力に応じて全身を使って様々な活動に取り組むことにより(2-7)」という記述が、新教育要領での「様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより(2-5)」に置き換えられた。「様々な活動」が「様々な遊び」に書き換えられたということは、教課審答申が第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園アにおいて「幼稚園教育においては、遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行うという基本的考え方を引き続き充実発展させていく。」と

強調したことに対応して、遊びが幼稚園の幼児の生活の中心であるであることをさらに強調したものであると考えられる。

また、ここでは、「安全についての構えを身に付け（2-6）」という語句が新たに付け加えられている。この部分は、①現行教育要領の〔1 ねらい〕および〔2 内容〕においては「安全」という言葉が示されているのに対して〔3 留意事項〕においては全くふれられていないこと、②教課審答申（第4章各教科・科目等の内容（1）幼稚園のイ（イ））において、「自然体験や社会体験などの直接的具体的体験を重視すること」が示され、園外での活動が増えて子どもの安全に関する配慮がさらに重要になることが予想されること、そして③中教審答申で〔生きる力〕の要素として「…自ら考え、主体的に判断し、行動し…資質や能力」を取り上げていることから、安全についても子どもが主体的に判断し、行動する能力を身に付けることが重視されるようになったこと、などが反映されていると考えられる。

さらに、現行教育要領での「その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること」という記述が新教育要領から削除されている（2-8）。幼児の生活にそぐわない偏った運動の指導を行うべきでないことは、本来的には正当な記述であると考えられる。この部分は、現行・新教育要領の〔第3章 指導計画作成上の留意点〕で共通して記述されている「幼児期にふさわしい生活」という言葉とも内容的に重なるようにも感じられるが、この部分が削除されたことによって、逆にある程度偏った運動指導を行うことが容認されたと解釈され、実行される危険性も否めない。

新教育要領では、第3項として、「自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。」という項目が新設された（2-9）。これは、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容（1）幼稚園 アおよびイにおいて、「…戸外で伸び伸びと体を動かして遊ぶ活動を積極的に取り入れる…（ア）」、「園外での活動を積極的に取り入れるとともに…（イ）」に対応して設定された項目であると考えられる。しかしながら、この記述の中で「自然の中で伸び伸びと」と、場所を自然の中に限る必然性はあるのだろうか。子どもたちの興味や関心が「戸外にも向く」ことの動機づけとして自然をもつてくる理由が明確でない。さらに、「戸外」という言葉は「自然」という言葉と同義ではない。この部分では、中教審答申第2章（5）（g）「無際限にテレビやテレビゲームに浸らせないようにしよう」、同（6）（b）「自然の中で伸びやかに遊ばせよう」という答申内容を重視するあまり、「戸外」および「自然」という言葉が混同して用いられているように感じられる。

さらに、第4項「基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること（2-10）。」は、現行の幼稚園教育要領〔第3章 指導計画作成上の留意事項〕の〔2特に留意する事項〕第1項に、「主体的な活動」という言葉を加え、移動したものである。「基本的な生活習慣の形成に当たっては…」という記述内容は、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容（1）幼稚園イ（ア）に示されている「幼児の健康な生活リズムをつくり」出すことが、心身の健康を維持し創造するという観点から、健康の領域に移されたものであると考えられる。

Table 3. 「人間関係」の対比

新教育要領	現行教育要領
<p>人間関係 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。</p>	<p>人間関係 この領域は、他の人々と親しみ支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う観点から示したものである。(3-1)</p>
<p>1 ねらい (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>	<p>1 ねらい (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>
<p>2 内容 (1) <u>先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。</u> (2) 自分で考え、自分で行動する。 (3) 自分でできることは自分です。 (4) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。 (5) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 (6) <u>友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。</u> (7) 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。 (8) <u>よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。</u> (9) <u>友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。</u> (10) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、<u>守ろうとする。</u>(3-5) (11) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。 (12) 高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。(3-6)</p>	<p>2 内容 (1) 喜んで登園し、先生や友達に親しむ。(3-2) (2) 自分で考え、自分で行動する。 (3) 自分でできることは自分です。 (4) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感しあう。 (5) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 (6) 友達と一緒に遊びや仕事を進める楽しさを知る。(3-3) (7) 友達とのかかわりの中で言ってはいけないことやしてはいけないことがあることに気付く。(3-4) (8) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く。 (9) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。 (10) 自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。</p>
<p>3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留</p>	<p>3 留意事項 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留</p>



意する必要がある。

(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働きかけることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

(2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児は其中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかわる力を育てていくようにすること。(3-7)

(3) 道德性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。(3-8)

(4) 幼児の生活と関係の深い人々と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、高齢者をはじめ地域の人々などに親しみを持ち、(3-10) 人とかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親の愛情に気付き、親を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

意する必要がある。

(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働きかけることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

### 第3章 指導計画作成上の留意点

#### 2 特に留意する事項

〔2〕 道德性の芽生えを培うに当たっては基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。

(2) 集団生活の中で十分に他の幼児や身近な人々と触れ合い(3-9)、自分の感情や意思を表現しながら共に親しみ共感し合う体験を通して、人とかわることの楽しさや大切さを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親の愛情に気付き、親を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

人間関係の領域では、まず、〔2 内容〕の第1項において、現行教育要領の「喜んで登園し」という表現が削除されている(3-2)。これは、中教審答申「第4章 心を育てる場として学校を見直そう」の④の「不登校にはゆとりを持って対応しよう」に記述されている主旨に従って喜んで登園することを強いる記述を削除したものであると考えられる。

また、現行教育要領の「先生や友達に親しむ」という記述を「先生や友達とともに過ごすことの喜びを味わう」という記述に改め「親しむ」ということをより具体的に表現している(3-2)。

現行教育要領の第6項では、「友達と一緒に遊びや仕事を進める楽しさを知る」という文章が、「友達のよさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう」に改められた。新教育要領の「友達のよさに気付く」という表現は、友達の良い部分を示すのか、友達と居ることが良いのかという2通りの解釈が成り立ち、その意図は不明瞭である(3-3)。またここでは、「一緒に活動する遊びや仕事を進める楽しさ」という表現が「一緒に活動する楽しさ」に改められた。これは、幼稚園での子どもの活動が遊びと仕事に分類できるものではないという幼児教育の基本理念に沿うものであり、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園ア「幼稚園教育においては、遊びを中心とした生活を通して、…(中略)総合的な指導を行うという基本的考え方を引き続き充実発展させていく」という記述に応えたものであると考えられる。

現行教育要領の第7項「友達とのかかわりの中で言うてはいけないことやしてはいけないことがあることに気付く」という文章は、新教育要領の第8項「よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する」と、第9項「友達とのかかわりを深め、思いやりを持つ」とに分けて表現されている(3-4)。新教育要領の第8項は、道徳観の発達目標ともとれるものであり、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園イ(ア)の、「…社会生活上のルール、幼児期にふさわしい道徳性を生活の中で身に付けるような指導を充実する。その際に、人としていけないことがあることに気付くようにするとともに、何がよくて何が悪いかを考えさせるようはっきりと指導するようにする」に対応するものであると考えられる。すなわち、何がよくて何が悪いかという判断力は保育者の指導によって育つという教育観を背景にしている。一方、新教育要領の第9項は、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園イ(エ)の幼児期の自我の芽生えと思いやりや自己抑制の発達特性に関する記述を前提とするものであると考えられる。すなわち、ここでは、自我、思いやり、自己抑制の能力は、友達とのかかわりの中で自然発生的に育ってくるという考え方に基づいていると考えられる。

また、現行教育要領の第8項「友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く」については、新教育要領第10項は、「…大切さに気付く、守ろうとする。」と付け加えられた(3-5)。これは、中教審答申第1章(2)で、「正義感・倫理観や思いやりの心などの豊かな人間性をはぐくもう」と述べていることや、同第4章(1)(a)で「幼稚園・保育所で、道徳性の芽生えを培おう」と提言していること、さらに、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1)幼稚園イ(ア)のなかで「…幼児期にふさわしい道徳性を生活の中で身に付けるような指導を充実する。その際に、人としてしてはいけないことがあることに気付くようにするとともに、何がよくて何が悪いかを考えさせるようはっきりと指導するようにする。」と答申していることに応えて、道徳教育の内容を「気付く」だけでなく「気付く、守ろうとする」よう強化したものであると考えられる。幼児に「きまりの大切さ」を気付かせること自体大変なことであるのに、さらにその内容を強化することは逆に指導の困難性を増したり、子どもの行動を強制してかえって道徳観の発達を阻害することになるのではないかと考えられる。

さらに、現行教育要領の第10項の「自分の生活に関係の深いいろいろな人」という言葉に、新教育要領の第12項では「高齢者をはじめ地域の人々など」という修飾が付け加えられている。また、これに呼応して、現行教育要領[3 留意事項]の第2項の、「集団生活の中で十分に他の幼児や身近な人々と触れ合い」という記述を、新教育要領の第4項「幼児の生活と関係の深

い人々と触れ合い」と改め(3-9), さらに「高齢者をはじめ地域の人々などに親しみをもち」という語句を付け加えている(3-10)。これらについては、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1) 幼稚園イ(イ)の中で「また、高齢者をはじめ地域の人々とのふれあいの体験などの社会体験を積極的に取り入れる」としていることに応えたものであると考えられる。子どもの社会的体験を充実させることは一般的には望ましいことではあるが、家庭内での愛着関係から担当の保育者への信頼感を基盤にして、周囲の同輩などへと徐々に人間関係を広げていくことを考慮すれば、この急激な人間環境の拡張は、逆に子どもの人間観の発達にネガティブな影響を及ぼすのではないかという不安もある。また、これらは小学校の教科「生活科」の内容を、週5日制の全面実施にともなう教育内容の厳選にともなって、幼稚園に降ろしてきたものともとることができる。小学校以降の教科の内容と遊びを中心とした総合的な指導の観点としての領域を結びつけることについては、その発想そのものの是非が検討されるべきであろう。

新教育要領で「高齢者をはじめ…」と地域の人々に中でも特に「高齢者」をとりあげた(3-6, 3-9)理由は明確でない。高齢者をどのような存在としてとらえようとしているのかについては、中教審答申や教課審答申の中には明白な記述はない。強いて言えば、中教審答申の第2章 もう一度家庭をみなおそう(3)(a) 祖父母を大切にする親の姿をみせようの中では、大切にされ面倒をみてもらう社会的弱者としての高齢者に関する記述がみられるが、多くの幼児にとって高齢者を社会的弱者としてとらえることは困難なのではないか、またこのことが子どもの人間観の発達上の混乱を引き起こしかねないのではないかという危険性も感じられる。逆に地域を代表するリーダー的な存在として高齢者をとらえるならば、それは現代社会の実状とは必ずしもそぐわない。いずれにしても、その根拠だけでなく、さらに定義も明確でない記述は幼児教育の現場や子どもの発達を混乱させる危険性を秘めたものであると考えられる。これらの点について指導書等で補足することが必要であろう。また、現場の幼稚園ではそれぞれに認識と保育実践の方向性を確認しておく必要があるだろう。

[3 留意事項-内容の取り扱い]では、新教育要領で第2項と第3項が新設されている。第2項(3-7)については、教課審答申第4章 各教科・科目等の内容(1) 幼稚園イ(オ)「集団とのかかわりの中で幼児の自己実現を図ること」の中で、「幼児を取り巻く環境や生活の変化に対応し、幼児の主體的な活動を通じた友達との相互交渉を一層豊かにするとともに、友達と一緒に何かをやり遂げようとする中で責任を持つようとする気持ちや我慢することを学ばせることが重要である。このような集団とのかかわりの中で幼児の自己実現が図られるよう、一人一人を生かした集団活動の機会が十分に確保されるようにする」を直接的に受けたものであると考えられる。

第3項(3-8)は、まったくの新設ではなく、現行教育要領の[第3章指導計画作成上の留意点]2 特に留意する事項(2)の記述をベースにしている。「特に人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること」という一文における「人」は他の子どもや地域の人々のような、子どもにとっての二次的な存在の人々を指している。これに対して、より直接的な関係をもつ親やその移行対象として機能する担当の保育者は、幼児にとって絶対的な信頼感の対象であることが必要である。この条件が満たされてはじめて、二次的な対人関係のなかで様々な体験をもとに対人関係を広げていくことができることをもっと重視すべきであろうと考える。

### 幼稚園教育要領改訂の特徴と問題点

幼稚園教育要領の〔第2章ねらい及び内容〕の序文・領域「健康」・「人間関係」における改訂の特徴を整理すると、まず、挙げられるのはやはり「生きる力をはぐくむ」という改訂の基本方針である。「生きる力」という言葉自体は序文にしか記載されていないが、幼児が環境に主体的に働きかけることを重視すること(1-2)、精神的な健康の重視(2-2, 2-3)、心と体の柔軟性への視点(2-4)、人間関係の重視(3-2)などの改訂が、「生きる力」をはぐくむためのより具体的な指針として示されている。しかしながら、この「生きる力」について記述されている、中央教育審議会の第1次答申や教課審答申は、一般の幼稚園やその保育者たちにとってみれば、概して縁遠いものであることは否めない。改訂の主旨を十分に理解して保育に生かしていくためには、各幼稚園での資料収集と十分な検討が必要だろう。

また、現行教育要領と新教育要領とを対比させてみると、新教育要領がよってたつ幼児教育観が明らかになる。例えば、幼児にとって遊びが生活の中心である、または生活そのものが遊びであり、遊びの中で幼児は発達していく(2-5, 3-3)、規則正しい生活のリズムをつくるのが心身の健康につながる(2-10)、一人一人の子どもを理解し十分にかかわり、集団のなかで個を生かすことが大切であること(3-7)などは、従来からもあった幼児教育観であるが、今回の改訂においてさらに強調されたものであると考えられる。

その一方で、新教育要領の中で用いられている〔自然〕という言葉の指す内容が曖昧であり〔戸外〕という言葉との混同がみられ、さらに保育における〔自然〕の力を過信しすぎていること(2-9)、「友達のよさ」のという言葉が指す意味(3-3)や「高齢者」の位置づけが不明瞭であったり(3-6, 3-9)することなどがみられる。子どもの道徳観や自我の芽生え・思いやりなどは、親子間の愛着や保育者への信頼感を基礎として、親や保育者周囲の同胞たちとの総合的な相互作用の中で育っていくと考えるのが一般的であろう。これに対して、「よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する(3-4)」ことや「きまりの大切さに気付き、守ろうとする」ことは保育者による指導による(3-5)、また、「友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ」ことは自然に発生してくるというような幼児教育観の拡散がみられる。

また、健康の領域で「特定の運動に偏った指導を行うことのないようにすること」という記述が削除されて(2-8)運動指導の偏りが容認されるようになったともとれる変更や、人間関係の領域で「高齢者をはじめ地域の人々などに親しみをもち…(3-6, 3-10)」という記述で、幼児の対人的世界を無理に広げようとする変更などは、幼児の発達上の障害となりうる危険性をはらんでいる。

道徳観の育成にかかわる項目において「…に気付く(現行教育要領)」から「…に気付き、考えながら行動する(3-4)」、また、「きまりの大切さに気付く(現行教育要領)」から「きまりの大切さに気付き、守ろうとする(3-5)」とレベルアップしたことは、小学校の教育内容の厳選に対応して幼稚園における教育内容が高度化する傾向を容認しているようにも感じられる。また、「…気付く」から「気付き、考えながら行動する」「気付き、守ろうとする」という変更は、子どもの心内的な変化の評価に注目しなければならなかったものから、保育者が「行動する」「守る」といった行動面でのみ子どもの変化を評価するようになる危険性をはらんでいると考えられる。さらに、このようなレベルアップや幼児の人間関係に関する能力の基礎となる愛着や信頼感に関する考察の欠如した指導は、高いレベルの指導内容を与えておきさえすればやがて子どもはその水準に達するといった安易な教育観に基づいているようにも思われる。

以上のように、新教育要領には、あらためて強調された幼児教育観とともに、拡散していたり、受け入れがたい教育観が見え隠れする部分も示されている。これらに対しては、それぞれの園で慎重に検討し、統一した見解をもって保育に当たることが重要であろう。

#### 引用文献

- 文部省 1989 幼稚園教育要領 大蔵省印刷局
- 文部省 1998a 「新しい時代を拓く心を育てるために」 一次世代を育てる心を失う危機—。(中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申), インターネット  
< <http://www.monbu.go.jp/series/00000041/#1> >
- 文部省 1998b 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(答申) 教育課程審議会, インターネット  
< <http://www.monbu.go.jp/singi/katei/00000216/> >
- 文部省 1998c 幼稚園教育要領, インターネット < <http://www.monbu.go.jp/news/00000298/index.html> >
- Shwalb D., Shwalb B., Sukemune S., and Tatsumoto S. 1992 Japanese nonmaternal child care: Past, present, and future M. E. Lamb, K. J. Sternberg, C-P. Hwang, A. G. Broberg (Eds). Child care in context.: L. E. A Hillsdale.
- 立元真 1999 平成10年公示の幼稚園教育要領の分析と課題(1) —総則と指導計画作成上の留意点について— 宮崎大学教育学部教育実践研究指導センター研究紀要 6. 61—72.
- 徳武靖 1999 新しい幼稚園教育要領 エデュケア21 5 (2) 34—37.
- 平井徹 1999a わかりやすさをねらい, 3ページ増 新幼稚園教育要領—文部省 幼児と保育 44 (14) 34—35.
- 平井徹 1999b 現行の教育要領を充実発展—新幼稚園教育要領の主要な改善点— 幼児と保育 44 (14) 37.

(1999年4月30日受理)